

## 当面の調査審議の進め方について（案）

- 1 女子差別撤廃委員会の最終見解のフォローアップ（民法改正、暫定的特別措置）の監視について（本年6月までに実施する必要がある）
  
- 2 第3次男女共同参画基本計画に盛り込まれた成果目標及び参考指標の監視について
  
- 3 第3次男女共同参画基本計画に記述された具体的施策の進捗状況の監視について  
1の監視を行った後、どのように進めていくか。
  
- 4 男女共同参画の形成の促進に関する施策についての苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度等の把握について

### 資料3 参考目次

(参考1) 専門調査会の設置について	1
(参考2) 第3次男女共同参画基本計画(監視関係抜粋)	3
(参考3) 専門調査会におけるこれまでの取組(監視関係)	5
(参考4) 専門調査会におけるこれまでの取組(監視関係)詳細版	7
(参考5) 男女共同参画会議における監視の実施方針	13
(平成13年10月3日男女共同参画会議決定)	
(参考6) 第3次男女共同参画基本計画における成果目標の動向	17
(参考7) 第3次男女共同参画基本計画における参考指標の動向	23
(参考8) 女子差別撤廃条約について	30
(参考9) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	32
(参考10) 我が国の女子差別撤廃条約実施状況報告に対する最終見解について	42
(参考11) 女子差別撤廃委員会の最終見解(2009年8月)	43

## 専門調査会の設置について

平成23年2月  
内閣府

### [基本的考え方]

第3次男女共同参画基本計画について、実効性をもって早急に具体的取組を進めていくため、また、男女共同参画会議の調査審議の充実を図るため、①女性と経済、②ポジティブ・アクション、③女性に対する暴力、④監視機能の強化などの重要課題等について、専門調査会において専門的な知見を集めた調査を行う。

### [専門調査会の設置]

#### 基本問題・影響調査専門調査会

男女共同参画を進めていく上で重要な課題等について、基本的な考え方、男女共同参画の観点から取り組むべき施策、関係施策の男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等について調査検討を行う。

#### 女性に対する暴力に関する専門調査会

配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等の各分野を念頭におきつつ、暴力防止や被害者支援などの今後の施策の在り方などについて、調査検討を行う。

#### 監視専門調査会

第3次男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の監視等を行うとともに、取組強化を働きかける。

## [専門調査会における当面の検討の進め方]

- 基本問題・影響調査専門調査会においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」や「ポジティブ・アクションの推進方策」をテーマとして議論を行い、一定の取りまとめを行った上で、本年夏までに男女共同参画会議に報告する。
- 女性に対する暴力に関する専門調査会においては、配偶者からの暴力、性犯罪等の防止対策・被害者支援策について、一定の取りまとめを行った上で、本年夏までに男女共同参画会議に報告する。
- 監視専門調査会においては、第3次男女共同参画基本計画の施策の実施状況を継続的に監視するとともに、女子差別撤廃委員会最終見解への対応のうち本年8月に国連に報告予定の項目について、フォローアップを行う。

## <参考>

### 現在設置されている専門調査会

- ・ 基本問題・計画専門調査会
- ・ 女性に対する暴力に関する専門調査会
- ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会
- ・ 監視・影響調査専門調査会

## 第3次男女共同参画基本計画（監視関係抜粋）

### 第1部 基本的な方針

#### 1 第3次基本計画策定に当たっての基本的考え方

- ① 男女共同参画会議の答申に示された基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- ③ 女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。

#### 3 今後取り組むべき喫緊の課題

##### ④ 推進体制の強化

（略）国内本部機構の機能を最大限発揮できるようにするため、（略）第3次基本計画や女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能の強化等を図るとともに、政府のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されるようにする。（略）

### 第2部 施策の基本的方向性と具体的施策

#### 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

##### 1 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知

##### 具体的施策

##### ア 女子差別撤廃条約等の積極的遵守

- ・ 女子差別撤廃条約等の積極的遵守の観点から、女子差別撤廃条約や女子差別撤廃委員会の最終見解等の国内施策における実施・評価・監視体制を強化する。

### 第3部 推進体制

#### 2 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

##### (1) 第3次基本計画の実施状況についての監視機能の強化

- ・ 男女共同参画会議において、第3次基本計画における施策の進捗状況等を定期的に監視するとともに、必要に応じて取組の強化等を働きかける。また、その監視の結果については広く公表する。

##### (2) 女子差別撤廃委員会の最終見解についての監視機能の強化

- ・ 女子差別撤廃条約に基づく我が国の第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への対応に関し、男女共同参画会議においてその進捗状況を監視する。」

(3) 苦情の処理等の対応の充実

- ・ 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済については、行政相談委員を含む行政相談制度、人権擁護委員を含む人権擁護機関等の積極的な活用により、その機能の充実を図る。その際、行政相談委員、人権擁護委員について女性への積極的な委嘱に配慮するとともに、男女共同参画に関する認識を高めるための研修、情報提供等の充実を図る。また、苦情の処理等に当たっては、国は、地方公共団体の男女共同参画担当部署等との緊密な連携を図る。さらに、国内人権救済機関を設置する場合には、男女共同参画会議と当該機関との密接な連携を図る。

## 専門調査会におけるこれまでの取組（監視関係）

- 苦情処理・監視専門調査会（平成13年4月～16年7月・42回開催）
- 監視・影響調査専門調査会（平成16年7月～23年2月・43回開催）

① 男女共同参画会議における監視の実施方針  
（平成13年10月3日男女共同参画会議決定）

② 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する平成13年度の活動方針について（平成13年10月3日男女共同参画会議決定）

③ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する調査検討結果について（平成13年度）（国の審議会等委員への女性の参画の促進、女性国家公務員の採用・登用等の促進、仕事と子育ての両立支援策の方針について）  
（平成14年7月15日男女共同参画会議意見決定）

④ 男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化について  
（平成14年10月17日男女共同参画会議決定）

⑤ 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する平成14年度の活動方針について（平成14年7月15日男女共同参画会議決定）

⑥ 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供に関する調査検討結果について（平成15年7月16日男女共同参画会議意見決定）

⑦ 男女共同参画の視点に立った政府開発援助（ODA）の推進について  
（平成16年4月23日男女共同参画会議意見決定）

⑧ 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について  
（平成16年7月28日男女共同参画会議意見決定）

⑨ 女子差別撤廃委員会からの勧告を含む最終コメントを踏まえた対応について  
(平成17年7月15日男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会)

⑩ 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視及び影響調査に関する今後の活動方針について  
(平成17年12月26日男女共同参画会議決定)

⑪ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について(都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定について)  
(平成18年10月31日男女共同参画会議意見決定)

⑫ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視・影響調査について(多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について)  
(平成19年5月24日男女共同参画会議意見決定)

⑬ 男女共同参画基本計画(第2次)フォローアップ結果についての意見  
(平成20年3月4日男女共同参画会議意見決定)

⑭ 監視・影響調査専門調査会の今後の進め方について  
(平成19年5月24日男女共同参画会議決定)

⑮ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視・影響調査について「高齢者の自立した生活に対する支援について」  
(平成20年6月13日男女共同参画会議意見決定)

⑯ 監視・影響調査専門調査会の今後の進め方について  
(平成20年6月13日男女共同参画会議決定)

⑰ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視・影響調査について「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」(平成21年11月26日男女共同参画会議意見決定)

## 専門調査会におけるこれまでの取組（監視関係）詳細版

### ① 男女共同参画会議における監視の実施方針（平成13年10月3日男女共同参画会議決定）

（概要）

男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の監視については、府省統一的な施策（国の審議会等委員への女性の参画の促進、女性国家公務員の採用・登用等の促進、男女共同参画の視点に立った統計調査等の充実、国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとられない表現の促進等）や各府省が複数又は単独で担当する施策について、順次、各府省における実施状況を監視する。男女共同参画会議は、書面調査及び説明聴取の結果に基づき、対象施策の実施状況について評価を行い、必要と認めるときは、重要性、緊急性等も勘案し、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見を述べる。

### ② 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する平成13年度の活動方針について（平成13年10月3日男女共同参画会議決定）

（概要）

男女共同参画会議が重点的に監視を行う施策は、「国の審議会等委員への女性の参画の促進」「女性国家公務員の採用・登用等の促進」及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について（平成13年7月6日閣議決定）」

### ③ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する調査検討結果について（平成13年度）（国の審議会等委員への女性の参画の促進、女性国家公務員の採用・登用等の促進、仕事と子育ての両立支援策の方針について）（平成14年7月15日男女共同参画会議意見決定）

（概要）

「国の審議会等委員への女性の参画の促進」については、審議会等委員への女性の参画の拡大については進展が見られるものの、目標の早期達成を図るためには、今後一層の努力が必要である。

「女性国家公務員の採用・登用等の促進」については、全府省が一体となって現状把握及び分析を行い、課題を認識した上で目標を掲げ、初めての具体的取組が開催されたことは評価できる。しかし、各府省における取組状況は様々であり、女性国家公務員の採用・登用が進んでいないところは一層の努力が求められる。

「仕事と子育ての両立支援策」については、平成13年度においては、閣議決定に掲げる実施期間の初年度として、おおむね着実に施策が開始されている。平成14年度以降については、現時点における評価を踏まえ関係施策の効率的かつ効果的な実施を図るとともに、平成15年度以降の施策の拡充に対応するために必要な予算措置について政府部内で特段の配慮をすることが必要である。

④ 男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化について（平成14年10月17日男女共同参画会議決定）

（概要）

施策についての苦情や意見を幅広く吸い上げ、必要に応じ施策の改善につなげていくための多様な仕組みを作っておくことが重要である。このため、関係機関のネットワークを強化しつつ、苦情処理体制を充実させるべきである。また、既存制度の運用の改善を図り、積極的に活用していくことが重要である。男女共同参画会議においては、苦情内容等の情報を定期的に把握するためのシステムを様々な情報手段を活用しつつ構築すべきである。苦情の処理に従事する者を対象に、研究の機会や情報提供の場を積極的に設けることにより、知識・技能の向上が不断に図られるようにすることが必要である。国において、何が施策についての苦情に該当するかという事例、苦情処理に当たっての視点や方法論を内容とする「苦情処理ガイドブック」を早急に作成し、周知すべきである。

⑤ 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する平成14年度の活動方針について（平成14年7月15日男女共同参画会議決定）

（概要）

男女共同参画会議が重点的に監視を行う施策は、男女共同参画基本計画の重点目標2「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」に掲げる「男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供」及び重点目標11「地球社会の「平等・開発・平和」への貢献」に掲げる施策とする。

⑥ 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供に関する調査検討結果について（平成15年7月16日男女共同参画会議意見決定）

（概要）

統計情報の内容の充実については、共通的事項として、①統計情報の収集・整備に当たっては、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の性別を把握し、②統計調査等の結果の表示に当たっては、原則、性別データを表示するとともに、可能な限り、男女の対比が可能となる表示や、性別と年齢をはじめとする他の重要な属性とのクロス集計の充実を図ることが重要である。主要な個別分野に関する事項として、①政策・方針決定過程への参画、②男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革、③雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、④女性に対するあらゆる暴力の根絶が挙げられる。

利用者のニーズに対応した提供等については、①多様な媒体による統計情報の提供の推進、②統計情報に関する情報の提供、③利用者のニーズに応じた統計情報の提供、④統計利用者等とのコミュニケーションが挙げられる。

⑦ 男女共同参画の視点に立った政府開発援助（ODA）の推進について（平成16年4月23日男女共同参画会議意見決定）

（概要）

男女共同参画の視点が、政府開発援助における公平性、有効性、効率性の確保から重要である。

男女共同参画の視点から見た関係施策の現状及び問題点として、WID（開発における女性の役割）イニシアティブが一部の分野のみを重視していること、WID担当官制度が十分機能していないこと、無償資金協力において男女共同参画の視点からの審査が不十分であること、援助における各府省男女共同参画担当部署が不明確であること等が挙げられる。

今後採るべき対応策として、WIDイニシアティブをあらゆる分野に男女共同参画を促進する旨の内容に改定することや、WID担当官制度の活性化、無償資金協力の審査において男女共同参画の視点を十分に取り入れること、援助における各府省男女共同参画担当部署の明確化等が挙げられる。

⑧ 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について（平成16年7月28日男女共同参画会議意見決定）

（概要）

情報化・グローバル化の進展の中で、国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透を図ることが一層重要となっている。国際合意を国内施策にどのように反映させるか政府としての基本的な方針が徹底していないため、内閣府が総合調整機能を発揮し、基本計画の改定作業等において、国際規範・基準の取り入れ・浸透についてより積極的な方針を明確にし、国際合意を踏まえた取組を進めていくことが必要である。

⑨ 女子差別撤廃委員会からの勧告を含む最終コメントを踏まえた対応について（平成17年7月15日男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会）

（概要）

報告全般について、できる限り、施策によりもたらされた効果も盛り込まれたい。間接差別について、雇用分野における検討に関する早期の結論を期待したい。メディアにおける女性の人権の尊重について、意見交換を行われたい。いわゆるマイノリティ及び人身取引について、報告に盛り込まれたい。選択的夫婦別氏制度の導入等について、引き続き国民の理解が深まるよう努められたい。選択議定書について、引き続き批准の可能性を早期に検討されたい。

⑩ 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視及び影響調査に関する今後の活動方針について(平成17年12月26日男女共同参画会議決定)  
(概要)

男女共同参画会議が重点的に監視を行う施策は、男女共同参画基本計画の重点目標3「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」及び重点目標4「農山漁村における男女共同参画の確立」のうち、能力開発に係る施策並びに重点目標10「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」の「多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実」に掲げる施策(これらについては、影響調査も併せて行う。)

基本計画の重点目標1「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」の都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定

⑪ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について(都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定について)(平成18年10月31日男女共同参画会議意見決定)  
(概要)

女性委員の割合の平均が低い審議会等のうち、職務指定規定が女性の登用を困難にしていると考えられる審議会等に係る法令を所掌する府省においては、都道府県・政令指定都市の審議会等における男女共同参画の重要性にかんがみ、審議会等の委員構成に係る規定を見直すことについて積極的に検討する必要がある。女性委員の割合の平均が低い審議会等に係る法令を所掌する府省においては、都道府県・政令指定都市に対し、女性の登用に努めるよう通知等を通じて、助言・支援を行う必要がある。

⑫ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視・影響調査について(多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について)(平成19年5月24日男女共同参画会議意見決定)  
(概要)

女性の多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習に関して、第一として、能力開発・生涯学習施策の内容面での充実を、第二として、施策を効果的に実施するための男女別データの整備等を、第三として、施策が雇用形態等女性の多様な選択に対して中立的に働いているかなどという観点から、施策に関連する様々な制度や環境の整備を求める。

⑬ 男女共同参画基本計画（第2次）フォローアップ結果についての意見（平成20年3月4日男女共同参画会議意見決定）

（概要）

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画の実現を目指すことが重要である。体系的・実質的に各施策を評価できるよう監視・影響調査機能を強化すべきである。女性の参画の拡大を加速する必要がある。男女共同参画の意義について男性の理解を深めるような取組を行うよう留意することが重要である。各分野の民間団体等における実態把握を促進することが重要である。国と地方公共団体との一層の連携強化を図るべきである。

⑭ 監視・影響調査専門調査会の今後の進め方について（平成19年5月24日男女共同参画会議決定）

（概要）

「高齢者の自立した生活に対する支援（仮題）」を次回の監視・影響調査のテーマとし、経済面や生活・健康面から高齢者の自立支援をめぐる現状と課題について、男女の状況の違いや現役時のライフスタイルとの関連をふまえながら分析し、男女共同参画の効果的な取組の在り方について提言する。

（参考）男女共同参画基本計画（第2次）の関連部分「第2部 施策の基本的方向と具体的施策」中の以下の部分 6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備（1）高齢者の社会参加（2）高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築（3）高齢期の所得保障 8. 生涯を通じた女性の健康支援（1）生涯を通じた女性の健康の保持増進のうち、高齢者の自立支援に資する施策

⑮ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視・影響調査について「高齢者の自立した生活に対する支援について」（平成20年6月13日男女共同参画会議意見決定）

（概要）

高齢者の自立支援の推進に当たっては、男女それぞれの状況の違いや高齢社会の動向を踏まえ、「自立と共生」の理念に基づいて進めていくことが重要である。横断的な取組としては、男女の置かれた状況に配慮しつつ、男女の個人としての尊厳を重んじる男女共同参画の基本的な考えが不可欠である。分野別取組としては、高齢者が男女共に経済的に自立し、自発的な社会貢献活動等も含めた幅広い領域において意欲ある者が豊かな経験や能力をいかすとともに、社会の支え合いの下で生活自立をより強化していく方向で現行の施策を見直していかなければならない。

⑩ 監視・影響調査専門調査会の今後の進め方について（平成20年6月13日男女共同参画会議決定）

（概要）

新たな経済社会の潮流の中における生活困難者の問題について、男女共同参画の観点からその問題の所在を探り、実態に即した効果的な支援の在り方について調査検討を行う。

（参考）本テーマに関連する主な施策 男女共同参画基本計画（第2次）の以下の部分のうち関連する施策 2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 その他、テーマに関連する施策

⑪ 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視・影響調査について「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」（平成21年11月26日男女共同参画会議意見決定）

（概要）

現状においては女性の方がより生活困難に陥りやすい状況にあること、また男女間で問題の現れ方やその背景に違いがあること等が明らかとなった。横断的な取組としては、生活困難の状況に応じた施策の企画立案や見直し、男女共同参画社会の実現の一層の推進、政策の企画から評価までのプロセスにおける男女別視点の導入等が考えられる。分野別取組としては、自立に向けた力を高めるための施策、雇用・就業の安定に向けた施策、安心して親子が生活できる環境づくりに係る施策等が考えられる。

## 男女共同参画会議における監視の実施方針

平成13年10月3日  
男女共同参画会議決定

### 1. 本方針の目的

本方針は、男女共同参画会議が、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第22条に基づき、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視するに当たり、当面の基本的な実施方針を定めるものである。

### 2. 監視の目的

男女共同参画会議が行う監視は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、書面調査、説明聴取等により実態を的確に把握すること、内容及び進捗状況等について評価を行うこと、及び必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が着実かつ効  
果的に図られるよう促進することを目的とする。

### 3. 監視の対象

男女共同参画会議は、以下のものを対象として監視を実施する。

- (1) 「男女共同参画基本計画」（平成12年12月12日閣議決定。以下「基本計画」という。）に盛り込まれた施策の実施状況
- (2) その他男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況

#### 4. 監視の観点

男女共同参画会議は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、以下の観点から監視する。この場合、個々の施策の特性等に応じて、必要となる観点を適用するものとする。

- (1) 施策を具体化するための手段としてどのような事務事業を実施するのか。また、それらは基本法に示される基本理念や基本計画等に適合した内容となっているか。
- (2) 施策の実施による所期の効果が得られているか。また、施策の効果が適切に把握され、それを踏まえた施策の推進が図られているか。
- (3) 施策の効率的かつ効果的な実施方法が採られているか。(例えば、社会資源が有効に活用されているか、関連する分野における施策との連携の確保や総合的な推進が図られているか、便益が及ぶべき者に便益が及んでいるか等)
- (4) 施策の実施(事務事業の企画立案及び実施を含む。)に当たり、国民への説明、関係者からの意見聴取等、透明性の確保や施策に対する国民の信頼と理解の確保のための手段が採られているか。
- (5) 施策の実施(事務事業の企画立案及び実施を含む。)に当たり、男性・女性双方のニーズの把握、なお現実に存在する男女の社会における様々な立場の考慮など、男女共同参画社会の形成促進の視点がその運営方法に盛り込まれているか。

#### 5. 基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の監視

男女共同参画会議は、以下の区分により、計画的な監視を行う。

##### (1) 府省統一的な施策の実施状況の監視

広く政府全体としての取組が求められている施策(国の審議会等委員への女性の参画の促進、女性国家公務員の採用・登用等の促進、男女共同参

画の視点に立った統計調査等の充実、国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進等)について、順次、各府省における実施状況を監視する。

##### (2) 各府省が複数又は単独で担当する施策の実施状況の監視

## (参考5)

各府省が複数又は単独で担当する施策について、順次、関係府省における実施状況を監視する。

複数の府省（部局）が講ずる施策である場合又は関連する施策がある場合は、府省（部局）間又は施策間の連携が確保され、効率的な推進が図られているかという点に特に留意する。

なお、各府省において当該施策に係る政策評価が実施されている場合は、その結果を参考にするものとする。

### 6. その他男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視

男女共同参画会議は、基本法第22条に基づき内閣総理大臣及び関係各大臣に述べた意見に係る施策等であって、閣議又は男女共同参画推進本部等において決定されたものについて、順次、その実施状況を監視する。

この場合、府省統一的な施策については5.（1）に準じ、各府省が複数又  
は単独で担当する施策については5.（2）に準ずることとする。

### 7. 監視の実施手順等

#### （1）書面調査

男女共同参画会議は、5. 及び6. に該当する施策の実施状況及び実施予定等について、基本法第12条に定める年次報告等、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に係る予算額調べその他の資料の活用により、毎年度定期的に、書面による調査を行う。内閣府男女共同参画局においては、関係各府省等と協力しつつ、監視に必要な情報を収集・整理する。

#### （2）説明聴取

男女共同参画会議は、毎年度、重点的に監視する施策を定め、苦情処理・監視専門調査会（男女共同参画会議が特定の施策の実施状況の監視を行う専門調査会を別に指定する場合は、当該専門調査会）において関係各府省から説明を聴取する。

重点的に監視する施策については、原則として各年度の当初に定めることとするが、必要があると認めるときは随時定めることができる。

重点的に監視する施策を定めるに当たっては、次の施策を優先的に取り上げることとする。

ア. 基本法第22条に基づく男女共同参画会議の意見等を踏まえ、必要な

措置を早急に講ずることが求められている施策

イ. 府省統一的な施策で、政府全体としての取組が求められているもの

(3) 評価及び意見

男女共同参画会議は、(1)及び(2)の結果に基づき、対象施策の実施状況について、4.に掲げる観点から評価を行い、その結果、必要と認めるときは、重要性、緊急性等も勘案し、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べることとする。さらに、男女共同参画社会の形成促進の観点から注目すべき内容又は運営方法を有する施策についても紹介するものとする。

なお、男女共同参画会議は、対象施策の効果の定量化による評価に努めることとするが、それが困難な場合においては定性的に評価するものとする。苦情処理・監視専門調査会等においては、対象施策の進捗状況等につ

いて的確に評価を行うための手法に関する調査検討を大学、研究機関等に  
おける研究成果にも留意しつつ継続的に行う。

8. 雑則

(1) 男女共同参画会議は、本実施方針に基づき実施した監視の結果を公表する。また、男女共同参画会議は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について国民からの意見を随時受け付け、その後の監視活動の参考とし、必要に応じ見直しを行う。

(2) 本実施方針については、社会経済情勢の変化、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況、評価手法に係る知見の集積等を踏まえて、必要と認めるときは、見直しを行う。

(参考6)

## 第3次男女共同参画基本計画における成果目標の動向

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値□	最新値
<b>1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</b>			
衆議院議員の候補者に占める女性の割合(注1)	30% (平成32年)	16.7% (平成21年)	—
参議院議員の候補者に占める女性の割合(注1)	30% (平成32年)	22.9% (平成22年)	—
検察官(検事)に占める女性の割合	23% (平成27年度末)	18.2% (平成21年)	19% (平成22年)
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	30%程度 (平成27年度末)	26.1% (平成22年度)	—
国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合	30%程度	25.7% (平成22年度)	—
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合	10%程度 (平成27年度末)	5.1% 平成20年度 (※平成21年1月現在)	—
国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	5%程度 (平成27年度末)	2.2% 平成20年度 (※平成21年1月現在)	—
国の指定職相当に占める女性の割合	3%程度 (平成27年度末)	1.7% 平成20年度 (※平成21年1月現在)	—
国家公務員の男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	0.7% (平成20年度)	—
国の審議会等委員に占める女性の割合	40%以上, 60%以下 (平成32年)	33.2% (平成21年)	33.8% (平成22年)
国の審議会等専門委員等に占める女性の割合	30% (平成32年)	16.5% (平成21年)	17.3% (平成22年)
都道府県の地方公務員採用試験(上級試験)からの採用者に占める女性の割合	30%程度 (平成27年度末)	21.3% (平成20年)	22.4% (平成22年)
都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合	10%程度 (平成27年度末)	5.7% (平成21年)	6.0% (平成22年)
地方公務員の男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	0.6% (平成20年度)	—
都道府県の審議会等委員に占める女性の割合	30% (平成27年)	28.4% (平成21年)	28.6% (平成20年)
市区町村の審議会等委員に占める女性の割合	30% (平成27年)	23.3% (平成21年)	22.8% (平成20年)
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	10%程度 (平成27年)	6.5% (平成21年)	6.2% (平成22年)
<b>2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し, 意識の改革</b>			
「男女共同参画社会」という用語の周知度	100% (平成27年)	64.6% (平成21年)	—
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	35.1% (平成21年)	—
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	37.0% (平成21年)	—
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1日当たり 2時間30分 (平成32年)	1日当たり60分 (平成18年)	—

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	最新値
<b>3. 男性, 子どもにとっての男女共同参画</b>			
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5割減 (平成32年)	10.0% (平成20年)	9.4% (平成22年)
年次有給休暇取得率	70% (平成32年)	47.4% (平成20年)	47.1% (平成21年)
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事 関連時間	1日当たり 2時間30分 (平成32年)	1日当たり60分 (平成18年)	—
男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	1.72% (平成21年)	—
次世代認定マーク(くるみん)取得企業(注 2)数	2,000企業 (平成26年)	920企業 (平成22年)	1,016社 (平成22年12月末)
短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	29% (平成32年)	8.6%以下 (平成17年)	—
在宅型テレワーカー(注3)の数	700万人 (平成27年)	330万人 (平成20年)	320万人 (平成22年)
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者 数)	2割以上減 (平成28年までに)	24.2人 (平成17年)	24.4人 (平成21年)
常時診療体制が確保されている小児救急 医療圏数	全小児救急医療圏 (平成26年度)	342地区 (平成20年度)	—
公立中学校における職場体験の実施状 況	96% (平成27年)	94.5% (平成21年)	—
公立高等学校(全日制)におけるインター ンシップの実施状況	75% (平成27年)	72.6% (平成21年)	—
<b>4. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保</b>			
民間企業の課長相当職以上に占める女 性の割合	10%程度 (平成27年)	6.5% (平成21年)	6.2% (平成22年)
ポジティブ・アクション取組企業数の割合	40%超 (平成26年)	30.2% (平成21年)	—
在宅型テレワーカーの数	700万人 (平成27年)	330万人 (平成20年)	320万人 (平成22年)
自己啓発を行っている労働者の割合	正社員:70% 非正社員:50% (平成32年)	正社員:58.1% 非正社員:37.3% (平成20年)*	正社員:41.7% 非正社員:18.4% (平成22年)
短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	29% (平成32年)	8.6%以下 (平成17年)	—
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5割減 (平成32年)	10.0% (平成20年)	9.4% (平成22年)
年次有給休暇取得率	70% (平成32年)	47.4% (平成20年)	47.1% (平成21年)
男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	1.72% (平成21年)	—
25歳から44歳までの女性の就業率	73% (平成32年)	66.0% (平成21年)	66.5% (平成22年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	55% (平成32年)	38% (平成17年)	—
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	2,000企業 (平成26年)	920企業 (平成22年)	1,016社 (平成22年12月末)
<b>5. 男女の仕事と生活の調和</b>			
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ balan ス)」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	37.0% (平成21年)	—
労働時間等の課題について労使が話し 合いの機会を設けている割合	100% (平成32年)	52.1% (平成21年)	40.5% (平成22年)
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5割減 (平成32年)	10.0% (平成20年)	9.4% (平成22年)

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値口	最新値
年次有給休暇取得率	70% (平成32年)	47.4% (平成20年)	47.1% (平成21年)
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事 関連時間	1日当たり 2時間30分 (平成32年)	1日当たり60分 (平成18年)	—
男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	1.72% (平成21年)	—
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	2,000企業 (平成26年)	920企業 (平成22年)	1,016社 (平成22年12月末)
短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	29% (平成32年)	8.6%以下 (平成17年)	—
在宅型テレワーカーの数	700万人 (平成27年)	330万人 (平成20年)	320万人 (平成22年)
3歳未満児のうち、保育サービスを提供し ている割合(注4)	44% (平成29年)	22.8% (平成22年度)	—
小学校1～3年生のうち、放課後児童ク ラブを提供している割合	40% (平成29年)	21.2% (平成22年度)	—
放課後子ども教室の実施(注5)	「放課後子どもプラン」 などの取組が、全国 の小学校区で実施さ れるよう促す (平成24年度)	9,280か所 (平成22年)	—
地域子育て支援拠点事業	10,000か所 (平成26年)	7,100か所 平成21年度見込 (市町村単独分含む)	7,134か所 平成21年度交付決定 ベース (市町村単独分含む)
ファミリー・サポート・センター事業	950市町村 (平成26年)	599か所 (平成21年度)	—
メンタルヘルスケアに関する措置を受けら れる職場の割合	100% (平成32年)	33.6% (平成19年)	—
20歳から34歳までの就業率	77% (平成32年)	73.6% (平成21年)	73.6% (平成22年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	55% (平成32年)	38% (平成17年)	—
<b>6. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進</b>			
農業委員会、農業協同組合における女性 が登用されていない組織数(注6)	農業委員会、農業協 同組合とも 0 (平成25年度)	農業委員会:890 (平成20年度) 農業協同組合:535 (平成19年度)	—
家族経営協定の締結数	70,000件 (平成32年度)	40,000件 (平成19年度)	—
<b>7. 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援</b>			
公共職業訓練受講者の就業率	施設内:80% 委託:65% (平成32年)	施設内:73.9% 委託:62.4% (平成21年)	—
ジョブ・カード取得者	300万人 (平成32年)	29.1万人 (平成20年4月から平 成22年7月まで)	42.8万人 (平成20年4月から平成 23年2月末まで)
25歳から44歳までの女性の就業率	73% (平成32年)	66.0% (平成21年)	66.6% (平成22年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	55% (平成32年)	38% (平成17年)	—
自立支援教育訓練給付金事業	全都道府県・市・福祉 事務所設置町村で実 施 (平成26年度)	90.0% (平成21年度)	—

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値口	最新値
高等技能訓練促進費等事業	全都道府県・市・福祉 事務所設置町村で実 施 (平成26年度)	81.8% (平成21年度)	—
地域若者サポートステーション事業による ニートの就職等進路決定者数	10万人 (平成32年)	—	サポステによるニートの就 職等進路決定者数(平 成21年度上半期の登 録者に係る実績) 0.2万人
20歳から34歳までの就業率	77% (平成32年)	73.6% (平成21年)	73.6% (平成22年)
フリーター数	124万人 (平成32年)	178万人 (平成21年)	183万人 (平成22年)
<b>8. 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備</b>			
バリアフリーの認知度	100% (平成24年度)	93.8% (平成17年度)	—
ユニバーサルデザインの認知度	80% (平成24年度)	64.3% (平成17年度)	—
60歳から64歳までの就業率	63.0% (平成32年)	57.0% (平成21年)	57.1% (平成22年)
地域自立支援協議会を設置している市町 村数	全市町村 (平成24年)	約1,426市町村 (平成21年4月)	約1,485市町村 (平成22年4月)
障害者の実雇用率(民間企業)	1.8% (平成32年)	1.68% (平成22年6月)	—
<b>9. 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b>			
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふり をして、おどす」を暴力として認識する人の 割合	100% (平成27年)	58.4% (平手で打つ) 52.5% (なぐるふりをして、おどす) (平成21年)	—
配偶者暴力防止法の認知度	100% (平成27年)	76.1% (平成21年)	—
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度	67% (平成27年)	29% (平成21年)	—
市町村における配偶者暴力相談支援セン ターの数	100か所 (平成27年)	21か所 (平成22年)	22か所 (平成22年12月22日)
性犯罪被害に関する相談を受けているこ とを明示して相談を行っている男女共同 参画センター	各都道府県に 最低1か所 (平成27年)	22都道府県 (平成22年)	—
<b>10. 生涯を通じた女性の健康支援</b>			
食育に関心を持っている国民の割合	90%以上 (平成27年度)	71.7% (平成21年)	—
妊娠・出産について満足している者の割 合	100% (平成26年)	92.6% (平成21年度)	—
妊娠11週以下での妊娠の届出率	100% (平成26年度)	78.1% (平成20年度)	86.9% (平成21年度)
母性健康管理指導事項連絡カードを知っ ている妊婦の割合	100% (平成26年)	41.2% (平成21年度)	—
出生1万人当たりNICU(新生児集中治療 管理室)病床数	25~30床 (平成26年度)	21.2床 (平成20年度)	—
常時診療体制が確保されている小児救急 医療圏数	全小児救急医療圏 (平成26年度)	342地区 (平成20年度)	—

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値口	最新値
不妊治療を受ける際に患者が専門家のカウンセリングが受けられる割合	100% (平成26年)	①不妊カウンセラー 専従15.3% 兼任47.4% ②不妊コーディネーター 専従11.8% 兼任47.5% (平成21年度)	—
不妊専門相談センター	全都道府県・指定都市・中核市 (平成26年度)	61都道府県市 (平成22年度)	—
妊娠中の喫煙・飲酒	なくす (平成26年)	①喫煙率 5.5%, 4.4%, 4.9% (3~4か月, 1歳6か月, 3歳児健診時の結果) ②飲酒率 7.6%, 7.5%, 8.1% (3~4か月, 1歳6か月, 3歳児健診時の結果) (平成21年度)	—
子宮がん検診, 乳がん検診受診率	子宮がん: 50%以上 乳がん: 50%以上 (平成23年度末)	子宮がん: 21.3% 乳がん: 20.3% (平成19年)	—
成人の週1回以上スポーツ実施率	65%程度 (できる限り早期)	45.3% (平成21年)	—
<b>11. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実</b>			
公立中学校における職場体験の実施状況	96% (平成27年)	94.5% (平成21年)	—
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップの実施状況	75% (平成27年)	72.6% (平成21年)	—
ミレニアム開発目標のうち, 全ての教育レベルにおける男女格差	平成27年までに解消	—	—
都道府県及び市町村の教育委員会のうち, 女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合	100% (平成27年)	93.2% (平成21年)	—
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	30% (平成32年)	14.7% (平成22年)	—
大学の教授等に占める女性の割合	30% (平成32年)	16.7% (平成21年)	17.3% (平成22年)
<b>12. 科学技術・学術分野における男女共同参画</b>			
女性研究者の採用目標値(自然科学系)	「自然科学系25%(早期), 更に30%を目指す。特に理学系20%, 工学系15%, 農学系30%の早期達成及び医学・歯学・薬学系あわせて30%の達成を目指す。」(総合科学技術会議基本政策専門調査会報告)との目標を踏まえた第4期科学技術基本計画(平成23年度から27年度まで)における値	自然科学系 23.1% (平成20年)	—
日本学術会議の会員に占める女性の割合	22% (平成27年)	20.5% (平成20年)	—

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	最新値
日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	14% (平成27年)	12.5% (平成20年)	—
<b>13. メディアにおける男女共同参画の推進</b>			
「男女共同参画社会」という用語の周知度	100% (平成27年)	64.6% (平成21年)	—
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	35.1% (平成21年)	—
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	37.0% (平成21年)	—
<b>14. 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進</b>			
自治会長に占める女性の割合	10% (平成27年)	4.1% (平成22年)	—
女性委員のいない都道府県防災会議の数	0 (平成27年)	13 (平成21年)	10 (平成22年)
全国の女性消防団員	10万人	19,103人 (平成22年)	19,043人※ (平成22年)
<b>15. 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献</b>			
平成27年を期限とするミレニアム開発目標	各国、各国際機関、NGOと協力して、ミレニアム開発目標の達成に努める		—
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	35.1% (平成21年)	—

(注1) 成果目標ではなく「目標」。「目標」は、政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

(注2) 次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の要件を満たして厚生労働大臣の認定を受けた企業。

(注3) テレワーク人口倍増アクションプラン(平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定)に規定するテレワーカーのうち、自宅を含めてテレワークを行っている者をいう。

(注4) 待機児童の解消を図るための数値。

(注5) 保護者や地域住民等の参画により地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育むための取組の実施箇所数。

(注6) 農業委員、農業協同組合役員を対象。

※ 計画策定時は速報値であり、最新値は確報値。

\* 計画策定後、所要の修正を行ったもの。

(参考7)

第3次男女共同参画基本計画における参考指標の動向

項 目		計画策定時の数値	最新値
<b>1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</b>			
国会議員	衆議院議員	10.9% (平成22年12月)	—
	参議院議員	18.2% (平成22年12月)	—
国務大臣等	内閣総理大臣・国務大臣	11.8% (平成22年12月)	5.6% (平成23年1月)
	内閣官房副長官・副大臣	4.0% (平成22年12月)	4.0% (平成23年1月)
	大臣政務官	11.5% (平成22年12月)	11.5% (平成23年1月)
政党役員	民主党役員	3.2% (平成22年)	—
	自由民主党役員	11.6% (平成22年)	—
	公明党役員	10.5% (平成22年)	—
	みんなの党役員	0% (平成22年)	—
	日本共産党役員	20.2% (平成22年)	—
	社会民主党役員	16.7% (平成22年)	—
	国民新党役員	16.7% (平成22年)	—
	たちあがれ日本役員	16.7% (平成22年)	—
	新党改革役員	—	—
	新党日本役員	—	—
地方議会議員	都道府県議会議員	8.1% (平成21年)	—
	市区議会議員	12.9% (平成21年)	—
	町村議会議員	8.1% (平成21年)	—
地方公共団体の長	都道府県知事	6.4% (平成22年)	—
	市区長	2.3% (平成22年)	—
	町村長	0.6% (平成22年)	—
司法	裁判官	16.5% (平成22年)	—
	弁護士	16.3% (平成22年)	—
地方公務員	市区町村本庁課長相当職以上	9.8% (平成22年)	—
独立行政法人等	独立行政法人等の部長相当職及び課長相当職の職員	10.4% (平成21年)	—
	経済同友会役員	7.5% (平成22年)	—

経済団体	日本経済団体連合会役員	0.5% (平成22年)	—
	業種別全国団体役員	—	—
	日本商工会議所役員	0% (平成21年)	—
	全国商工会連合会役員	4.0% (平成22年)	—
	都道府県商工会連合会役員	5.7% (平成22年)	—
	全国中小企業団体中央会役員	1.6% (平成22年)	—
	都道府県中小企業団体中央会役員	1.1% (平成22年)	—
	日本労働組合総連合会(連合)役員	24.5% (平成22年)	—
	連合傘下の労働組合における中央執行委員	7.4% (平成20年)	7.4% (平成21年)
専門的職業	公認会計士	13.7% (平成22年)	—
	獣医師	23.3% (平成20年)	—
職能団体	日本弁護士連合会役員	5.6% (平成22年)	—
	各弁護士会役員	7.7% (平成22年)	—
	日本公認会計士協会役員	5.6% (平成22年)	—
	日本公認会計士協会地域会役員	4.6% (平成22年)	—
	日本獣医師会役員	0% (平成22年)	—
	地方獣医師会役員	2.8% (平成22年)	—
<b>2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し, 意識の改革</b>			
	「夫は外で働き, 妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合	55.1% (平成21年)	—
	男女共同参画条例制定地方公共団体数	496団体 (平成21年4月1日)	524団体 (平成22年4月1日)
	男女共同参画都市宣言採択市町村数	132団体 (平成21年4月1日)	133団体 (平成22年4月1日)
	女性の人権ホットライン相談件数	23,426件 (平成21年)	23,289件 (平成22年)
	国, 地方公共団体の苦情処理件数 (男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について)	国: 1,662件 地方公共団体: 33件 (平成21年度)	—
<b>3. 男性, 子どもにとっての男女共同参画</b>			
	男女別自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	男性: 36.2 女性: 13.2 (平成21年)	—
	40歳代から60歳代の男性自殺者数	12,677人 (平成21年)	—
	児童ポルノ事犯の検挙件数	935件 (平成21年)	1,342件 (平成22年)
	性的虐待事件の検挙件数	91件 (平成21年)	67件 (平成22年)
<b>4. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保</b>			

都道府県労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談件数	23,301件 (平成21年度)	—	
都道府県労働局雇用均等室が実施した男女雇用機会均等法に基づく指導の是正割合(年度内)	94.3% (平成21年度)	—	
男女間賃金格差(注1)	69.8 (平成21年)	69.3 (平成22年)	
非正規・正規賃金格差①(注2)	男性:73.1 女性:68.3 (平成21年)	男性:71.1 女性:68.8 (平成22年)	
非正規・正規賃金格差②(注3)	男性:65.8 女性:70.3 (平成21年)	男性:67.6 女性:70.0 (平成22年)	
非正規から正規への移動率(注4)	男性:39.5% 女性:18.8% (平成21年)	男性:35.4% 女性:18.7% (平成22年)	
女性労働者に占める非正規割合	53.3%* (平成21年)	53.8% (平成22年)	
公共調達でインセンティブを付与している都道府県数	30道県 (平成21年)	—	
<b>5. 男女の仕事と生活の調和</b>			
公共調達でインセンティブを付与している都道府県数	30道県 (平成21年)	—	
自己啓発を行っている労働者の割合	正社員: 58.1% 非正社員:37.3% (平成20年)*	正社員: 41.7% 非正社員:18.4% (平成22年)	
子育てバリアフリーに関する指標	特定道路におけるバリアフリー化率	68% (平成21年度)	—
	重点整備地区内の主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	91.5% (平成21年度)	—
	旅客施設のバリアフリー化率	77.2% (平成21年度)	—
	園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合	47% (平成21年度)	—
	不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率	47% (平成21年度)	—
男女別介護時間の動向(社会生活基本調査の「ふだん介護をしている人」における性別行動者率, 介護時間の分析)	①行動者率 男:21.4% 女:38.6% ②行動者平均時間 男:2時間24分 女:2時間34分 (平成18年)	—	
妊娠・出産, 産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱い等に関する相談件数	妊娠・出産:1,994件 育児休業: 1,657件 (平成21年度)	—	
労災認定事案のうち, 脳・心臓疾患の件数	293件 (平成21年度)	—	
労災認定事案のうち, 精神障害によるものの件数	234件 (平成21年度)	—	
<b>6. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進</b>			
全国農業協同組合中央会役員に占める女性の割合	3.4% (平成22年)	—	
全国農業協同組合連合会役員に占める女性の割合	8.1% (平成22年)	—	
全国森林組合連合会役員に占める女性の割合	0% (平成22年)	—	

森林組合役員に占める女性の割合	0.3% (平成20年)	—
全国漁業協同組合連合会役員に占める女性の割合	0% (平成22年)	—
漁業協同組合役員に占める女性の割合	0.3% (平成20年)	—
指導農業士等に占める女性の割合	30.2% (平成21年)	—
女性の認定農業者数	7,845人 (平成20年)	8,791人 (平成21年)
農村女性起業数	9,533件 (平成19年度)*	9,641件 (平成20年度)
<b>7. 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援</b>		
相対的貧困率(注5)	男性:14.36% 女性:17.37% (平成19年(注6))	—
男女間賃金格差	69.8 (平成21年)	69.3 (平成22年)
非正規・正規賃金格差①	男性:73.1 女性:68.3 (平成21年)	男性:71.1 女性:68.8 (平成22年)
非正規・正規賃金格差②	男性:65.8 女性:70.3 (平成21年)	男性:67.6 女性:70.0 (平成22年)
非正規から正規への移動率	男性:39.5% 女性:18.8% (平成21年)	男性:35.4% 女性:18.7% (平成22年)
低所得層(第I四分位)の賃金	男性:226.10千円* 女性:168.89千円* (平成21年)*	男性:228.62千円 女性:170.06千円 (平成22年)
マザーズハローワーク事業の実績	拠点数	163か所 (平成22年度)
	就職件数	54,342件 (平成21年度)
	新規求職申込件数	180,665件 (平成21年度)
	担当者制による就職率	80.8% (平成21年度)
年収200万円以下の給与取得者の割合	男性:10.00% 女性:43.71% (平成20年)*	男性:10.98% 女性:44.86% (平成21年)
養育費を受け取っている母子世帯の比率	19.0% (平成18年)	—
自己啓発を行っている労働者の割合	正社員:58.1% 非正社員:37.3% (平成20年)*	正社員:41.7% 非正社員:18.4% (平成22年)
<b>8. 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備</b>		
「共生社会」の用語・考え方の周知度	40.2% (平成19年)	—
中高年齢者トライアル雇用の開始者数	6,217人 (平成21年)	—
中高年齢者トライアル雇用の常用雇用移行率	77.3% (平成21年)	—
少なくとも一方の親が外国人である子どもの数と構成比率	35,651人(3.2%) (平成18年)	34,810人(3.2%) (平成21年)
国際結婚比率	4.86% (平成21年)	—

女性を被害者とする人権相談件数	17,209件* (平成21年)	16,195件 (平成22年)	
障害者の実雇用率	国の機関(法定雇用率2.1%)	2.29% (平成22年6月)	—
	都道府県の機関(法定雇用率2.1%)	2.50% (平成22年6月)	—
	市町村の機関(法定雇用率2.1%)	2.40% (平成22年6月)	—
	都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.0%)	1.78% (平成22年6月)	—
	独立行政法人等(法定雇用率2.1%)	2.24% (平成22年6月)	—
訪問介護員と介護職員の離職率(合計)	17.0% (平成21年度)	—	
<b>9. 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b>			
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	72,792件 (平成21年度)	—	
警察における配偶者からの暴力に関する相談の対応件数	28,158件 (平成21年)	33,852件 (平成22年)	
地方公共団体から民間シェルターへの財政支援額	142,135,215円(注7) (平成21年度)	134,100,850円(注8) (平成22年)	
配偶者暴力防止基本計画を策定している市町村数	103市町村 (平成22年12月)	—	
配偶者暴力防止法に基づく一時保護件数	4,681件 (平成21年)	—	
配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数	3,087件 (平成21年)	—	
強姦の認知件数	1,402件 (平成21年)	1,289件 (平成22年)	
強制わいせつの認知件数	6,688件 (平成21年)	7,027件 (平成22年)	
性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数	6,280人 (平成22年)	—	
性的虐待事件の検挙件数	91件 (平成21年)*	67件 (平成22年)	
児童ポルノ事犯の検挙件数	935件 (平成21年)	1,342件 (平成22年)	
児童相談所における性的虐待相談対応件数	1,350件 (平成21年度)	—	
売春防止法違反検挙件数	1,562件 (平成21年)	1,386件 (平成22年)	
婦人相談員の設置数	1,042人 (平成21年度)	—	
人身取引事犯の検挙件数	28件 (平成21年)	19件 (平成22年)	
都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数	11,898件 (平成21年度)	—	
全学的に教員に対し、学内におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための対策を実施している大学の割合	91.2% (平成20年)	—	
<b>10. 生涯を通じた女性の健康支援</b>			
健康寿命	男性:73歳 女性:78歳 (平成19年)	—	
生活習慣病(悪性新生物, 心疾患, 脳血管疾患)による死亡数の死亡数全体に対する比率	男性:58% 女性:56% (平成21年)	—	

出産後1か月時の母乳育児の割合		48.3% (平成21年度)	—
人工妊娠中絶件数		223,405件 (平成21年度)	—
	10代の人工妊娠中絶実施件数	21,192件 (平成21年度)	—
	20代の人工妊娠中絶実施件数	98,579件 (平成21年度)	—
	30代の人工妊娠中絶実施件数	86,069件 (平成21年度)	—
性感染症罹患率(定点当たりの報告数)	性器クラミジア	27.09 (平成21年)	—
	性器ヘルペス	8.07 (平成21年)	—
	尖圭コンジローマ	5.50 (平成21年)	—
	淋菌感染症	9.65 (平成21年)	—
就業女性医師数		49,113人 (平成20年)	—
助産師数		27,789人 (平成20年)	—
院内助産所数・助産師外来数		464件 (平成22年)	—
専門的職業	医師	18.1% (平成20年)	—
	歯科医師	19.9% (平成20年)	—
	薬剤師	67.0% (平成20年)	—
	日本医師会役員	3.3% (平成22年)	—
	都道府県医師会役員	4.6% (平成22年)	—
	日本歯科医師会役員	0% (平成22年)	—
	都道府県歯科医師会役員	2.6% (平成22年)	—
	日本薬剤師会役員	7.3% (平成22年)	—
	都道府県薬剤師会役員	15.3% (平成22年)	—
スポーツ団体	日本オリンピック委員会役員	3.7% (平成21年)	7.4% (平成22年)
	日本体育協会役員	7.1% (平成21年)	3.4% (平成22年)
<b>11. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実</b>			
大学(学部)進学率(過年度高卒者等を含む。)		男性:55.9% 女性:44.2% (平成21年)	男性:56.4% 女性:45.2% (平成22年)
大学(学部)からの大学院進学率		男性:15.5% 女性:6.8% (平成21年)	男性:17.4% 女性:7.1% (平成22年)
初任者研修(校内研修)において男女共同参画に係る研修を実施している都道府県, 政令指定都市, 中核市教育委員会の割合		小学校: 45.3% 中学校: 46.2% 高等学校: 46.9%* (平成21年)	—

大学院における社会人学生に占める女性の割合		36.1% (平成21年)	36.6% (平成22年)
国立大学の課長相当職以上に占める女性の割合		10.4% (平成21年)	—
<b>12. 科学技術・学術分野における男女共同参画</b>			
研究者		13.0% (平成21年)	13.6% (平成22年)
	企業等・非営利団体	7.2% (平成21年)	7.7% (平成22年)
	公的機関	14.0% (平成21年)	14.6% (平成22年)
	大学等	23.3% (平成21年)	23.9% (平成22年)
理工系の学生		理学: 25.7% 工学: 10.7% 農学: 40.1% 医学・歯学: 33.2% (平成21年)	理学: 25.8% 工学: 10.9% 農学: 40.9% 医学・歯学: 33.0% (平成22年)
<b>13. メディアにおける男女共同参画の推進</b>			
記者(日本新聞協会)		15.6% (平成22年)	—
日本新聞協会役員		0% (平成22年)	—
日本新聞協会加盟各社役員		2.1% (平成21年)	2.0% (平成22年)
日本民間放送連盟役員		0% (平成22年)	—
日本民間放送連盟加盟各社役員		1.1% (平成20年)	—
日本放送協会役員		0% (平成22年)	—
<b>14. 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進</b>			
日本PTA全国協議会役員		8.7% (平成21年)	4.3% (平成22年)
都道府県・政令指定都市PTA協議会役員		6.6% (平成22年)	—
PTA会長(小中学校)		10.5% (平成22年)	—
<b>15. 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献</b>			
在外公館	特命全権大使、総領事	2.0% (平成21年)	1.4% (平成22年)
	公使、参事官以上	4.2% (平成21年)	4.5% (平成22年)
国際機関等	専門職以上の日本人職員	57.3% (平成21年)	—

(注1) 男性一般労働者の所定内給与額を100とした場合の女性一般労働者の所定内給与額

(注2) 一般労働者、全産業、男女別、大卒、年齢別(30～49歳)の平均所定内給与額について、正社員を100とした場合の正社員以外の値

(注3) 一般労働者、全産業、全年代、男女別の平均所定内給与額について、正社員を100とした場合の正社員以外の値。

(注4) 総務省「労働力調査」において、過去3年間に離職した雇用者のうち、現職が正規の職員・従業員で、前職がパート・アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、その他の雇用形態の者の割合。

(注5) 等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の貧困線(ここでは中央値の半分としている)に満たない世帯員の割合をいう。

(注6) 平成19年の数値は厚生労働省「国民生活基礎調査」をもとに内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員が行った特別集計による。

(注7) 平成21年11月1日時点での見込額。

(注8) 平成22年11月1日時点での見込額。

\* 計画策定後、所要の修正を行ったもの。

## 女子差別撤廃条約について

### 1. 正式名称

「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」

(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women)

### 2. 条約の概要

「女子差別撤廃条約」は、男女の平等や女性に対する差別の撤廃に関する基本的かつ包括的な条約であり、条約の締約国は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女性に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置をとること等が規定されている。本条約は、1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効した。

日本が1985年に本条約に批准した際には、男女雇用機会均等法の制定等の措置が取られた。また、条約に基づき、定期的に国連に国内における条約実施状況報告を提出することとされており、これらの報告に関する女子差別撤廃委員会による審査を踏まえて、国内で政策・方針決定過程への女性の参画や女性に対する暴力の根絶に関する施策をはじめとする様々な措置が取られてきた。

### 3. 条約の採択・発効

1979年12月18日	第34回国連総会において採択
1981年9月3日	発効

### 4. 我が国の署名・批准

1980年7月17日	署名（デンマークで開催された国連婦人の十年中間年世界会議の際、高橋展子駐デンマーク大使が署名）
1985年6月24日	第102回通常国会において本件条約締結を承認
1985年6月25日	批准

### 5. 締約国数

186か国（2011年1月現在）

### 6. 条約の内容

第1条	条約における差別の定義
第2条	締約国の差別撤廃義務
第3条	女性の能力開発・向上の確保
第4条	事実上の平等を促進するための差別とならない特別措置
第5条	男女の特性・役割論の克服
第6条	女性の売買・売春からの搾取の禁止
第7条	政治的・公的活動における平等
第8条	国際的活動への参加の平等
第9条	国籍に関する法的平等

- 第10条 教育における差別撤廃
- 第11条 雇用における差別撤廃
- 第12条 保健における差別撤廃
- 第13条 経済的・社会的活動における差別撤廃
- 第14条 農村女性に対する差別撤廃
- 第15条 法の前の男女平等
- 第16条 婚姻・家族関係における差別撤廃
- 第17条～30条 女子差別撤廃委員会の設置、女子差別撤廃条約実施状況報告の作成義務、発効要件その他

7. 我が国の条約実施状況報告

- 1987年 第1回報告提出
- 1988年 第1回報告審査（第7回女子差別撤廃委員会）
- 1992年 第2回報告提出
- 1993年 第3回報告提出
- 1994年 第2・3回報告審査（第13回女子差別撤廃委員会）
- 1998年 第4回報告提出
- 2002年 第5回報告提出
- 2003年 第4・5回報告審査（第29回女子差別撤廃委員会）
- 2008年 第6回報告提出
- 2009年 第6回報告審査（第44回女子差別撤廃委員会（7月23日））

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかに問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献するこ

とを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第一部

### 第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置

をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第四条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第二部

### 第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第九条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

### 第三部

#### 第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

#### 第十一条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第十二条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養

を確保する。

#### 第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第十四条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

### 第四部

#### 第十五条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

## (参考 9)

2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

### 第十六条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第五部

### 第十七条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行

## (参考 9)

する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
5. 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
6. 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

### 第十八条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
  - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

### 第十九条

1. 委員会は、手続規則を採択する。
2. 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

#### 第二十条

1. 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第二十一条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

### 第六部

#### 第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第二十五条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第二十六条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第二十七条

1. この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
2. この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

#### 第二十八条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第二十九条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
3. 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## 我が国の女子差別撤廃条約実施状況報告に対する最終見解について

内閣府男女共同参画局

女子差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women：CEDAW）は、平成21年7月23日に女子差別撤廃条約の実施状況に関する我が国の第6回報告の検討を行った。

これを踏まえ、平成21年8月18日（日本時間）、我が国の報告に対する同委員会の最終見解が公表されたところ、概要は以下のとおり。

**1. 肯定的な側面**

- (1) 多くの法令の制定・改正による女性差別の撤廃、男女平等の促進
- (2) 男女共同参画担当大臣の任命及び包括的な内容の第2次基本計画の策定
- (3) 「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」の設置及び「人身取引対策行動計画」の策定
- (4) 障害者自立支援法の制定、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正等を通じた障害のある女性への支援
- (5) 妊産婦死亡率の継続的な低下
- (6) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の制定
- (7) 開発協力プログラムへの社会的性別（ジェンダー）の視点の取り込み

**2. 主要関心事項及び勧告**

- (1) 最終見解の実施への国会の関与
- (2) 前回の最終見解における未実施勧告への取組
- (3) 民法の改正(婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等)
- (4) 女子差別撤廃条約選択議定書の批准の検討の継続
- (5) 女性に対する差別の定義の国内法への取り込み
- (6) 国内人権機構の設立
- (7) 国内本部機構の強化
- (8) 雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施
- (9) 意識啓発や教育プログラムによる固定的性別役割分担意識の解消
- (10) 女性に対する暴力の問題に対する取組
- (11) 人身取引及び売春の被害者保護及び支援への取組
- (12) 政治的及び公的分野における女性の参画を促進するための取組
- (13) 教育分野における男女共同参画の更なる推進
- (14) 労働市場における男女平等を実現させるための取組
- (15) ワーク・ライフ・バランスを促進するための取組
- (16) 若年層を対象とした性の健康に関する教育の促進
- (17) マイノリティ女性に対する情報提供及び差別を解消するための取組
- (18) 弱者女性に関する情報提供及び取組
- (19) 北京宣言及び行動綱領の活用の継続
- (20) ミレニアム開発目標達成に向けた取組における社会的性別(ジェンダー)の視点の取り込み
- (21) 未締結国際人権条約の批准の検討
- (22) 最終見解の内容の周知、条約等の広報

**3. フォローアップ**

上記2. (3) 及び (8) に関しては、実施状況について2年以内にフォローアップを行う。

(仮訳)

配布：一般

2009年8月7日

原文：英語

女子差別撤廃委員会

第44会期

2009年7月20日－8月7日

### 女子差別撤廃委員会の最終見解

日本

1. 委員会は、7月23日の第890回、891回会合において、日本の第6回報告(CEDAW/C/JPN/6)を審議した(CEDAW/C/SR.890及び891を参照)。委員会からの質問事項はCEDAW/C/JPN/Q/6に、日本政府からの回答は、CEDAW/C/JPN/Q/6/Add.1に記載されている。

### 序論

2. 委員会は、提出期限は過ぎたものの、委員会の報告書作成ガイドラインに従った第6回報告が提出されたことに関し、締約国に感謝の意を表す。また、会期前作業部会からの質問事項に対する書面の回答に対して締約国に感謝の意を表すとともに、さらに、締約国による口頭発表と追加説明についても感謝する。委員会は、締約国の報告が対象としている期間の終了後、法律、政策及びプログラムにおいて女性の権利に好ましい影響を与える多くの変化があったことに留意する。
3. 委員会は、参議院議員を団長とする各省代表団の派遣について締約国を称賛する。また、本条約に基づく報告プロセスへの強い関心を持ち、同国の多くのNGOが同席したことを評価する。
4. 委員会は、代表団と委員との間で率直で開かれた建設的な対話が交わされたことに感謝の意を表す。

5. 委員会は、本条約の実施における人権及び女性 NGO の前向きな貢献を締約国が認識していることを歓迎する。

#### 肯定的側面

6. 委員会は、2003年の第4回・第5回定期報告(CEDAW/C/JPN/4 及び CEDAW/C/JPN/5)の審議以降、女性に対する差別撤廃、男女共同参画推進及び本条約に基づく締約国の義務の遵守のため、締約国が多くの法律と法規定を制定、改正してきたことに評価をもって留意する。特に、国籍法第3条1項に含まれる家父長制を廃止する民法改正を歓迎する。この改正により、日本人男性と外国人女性との間の嫡出でない子は、父子関係の認知が出生前であるか出生後であるかにかかわらず、日本国籍を取得できることになる。また、改正された規定により、男女が子の国籍に関して同等の権利を有することが保証される。
7. 委員会は、2005年10月の少子化・男女共同参画担当大臣の任命、及び同年12月の包括的な男女共同参画基本計画（第2次）の決定について締約国を称賛する。同計画では、2020年までの長期的な施策の方向性が盛り込まれ、男女共同参画実現に向けた12の重点分野が掲げられた。
8. 委員会は、2004年4月に、人身取引対策を進展させる「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、2004年12月には「人身取引対策行動計画」が採択されたことを歓迎する。
9. 委員会は、2006年の「障害者自立支援法」の制定や、障害者雇用対策の充実と強化を図る「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（2008年）による締約国の障害のある女性への支援を歓迎する。
10. 委員会は、締約国の妊産婦死亡率が継続的に低下し、締約国が世界で最も妊産婦死亡率が低い国家の一つとなっていることを歓迎する。
11. 委員会は、高齢者虐待の防止及び養護者への支援提供に関する施策を促進するため、2006年に「高齢者虐待防止法」が制定されたことに評価をもって留意する。
12. 委員会は、締約国が開発協力プログラムに社会的性別(ジェンダー)の視点を取り込み、その枠組

の中で女性の人権を促進していることを評価する。

### 主要な関心事項及び勧告

13. 委員会は、本条約のすべての規定を計画的かつ継続的に実施する締約国の義務を想起し、今回の最終見解において特定された関心事項及び勧告を、締約国の次回の報告提出までの優先課題と考える。従って、委員会は、締約国の実施活動においてこれらの分野を重点とすること、並びにとられた措置及び達成された成果を次回報告で報告することを締約国に要請する。委員会は、今回の最終見解の十分な実施が確保されるように、同最終見解を全ての関連省庁、国会、司法当局に提供することを締約国に要請する。

### 国会

14. 委員会は、政府には、本条約に基づく締約国の義務の十分な履行に対する一義的な責任が、特に説明責任があることを再確認する一方で、本条約が政府のすべての部門に対し拘束力を有することを強調するとともに、最終見解の実施及び本条約に基づく政府の次回報告プロセスについて、適切な場合には、手続に沿って必要な措置を講じるよう国会に働きかけることを締約国に勧告する。

### 前回の最終見解

15. 締約国の第4回・第5回定期報告(CEDAW/C/JPN/4 及び CEDAW/C/JPN/5)の審議後に委員会が表明した関心事項や勧告の一部への取組が不十分であることは遺憾である。委員会は、とりわけ、本条約に沿った差別の定義の欠如、民法における差別的規定、本条約の認知度、労働市場における女性の状況と女性が直面する賃金差別、及び選挙で選ばれるハイレベルの機関への女性の低調な参画への取組が行われていないことに留意する。

16. 委員会は、今回の最終見解における関心事項及び未だ実施されていない前回の勧告に全力で取り組むこと、並びに次回報告においてその実施状況を報告することを締約国に要請する。

### 差別的な法規定

17. 委員会は、前回の最終見解における勧告にもかかわらず、民法における婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、及び夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が撤廃されていないことについて懸念を有する。更に、委員会は、戸籍制度及び相続に関する規定によって嫡出でない子が依然として差別を受けていることについて懸念を有する。委員会は、締約国が、差別的な法規定の撤廃が進ん

でないことを説明するために世論調査を用いていることに懸念をもって留意する。

18. 委員会は、男女共に婚姻適齢を 18 歳に設定すること、女性のみ課せられている 6 カ月の再婚禁止期間を廃止すること、及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう締約国に要請する。さらに、嫡出でない子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう締約国に要請する。委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する。

#### 本条約の法的地位と認知度

19. 委員会は、本条約が、拘束力のある人権関連文書として、また締約国における女性に対するあらゆる形態の差別撤廃及び女性の地位向上の基盤として重視されていないことについて、懸念を有する。これに関して、委員会は、締約国の憲法第 98 条 2 項に、批准・公布された条約が締約国の国内法の一部として法的効力を有する旨が明記されていることに留意する一方、本条約の規定は自動執行性がなく、法的審理に直接適用されないことに懸念を有する。

20. 委員会は、女性に対する差別撤廃の分野における最も適切かつ一般的で法的拘束力を有する国際文書として本条約を認識するよう締約国に要請する。委員会は、本条約が国内法体制において十分に適用可能となること、また、適切な場合には制裁措置の導入等も通じ本条約の規定が国内法に十分に取り入れられることを確保するために、早急な措置を講じることを締約国に要請する。委員会はまた、本条約の精神、目的及び規定が十分に認識され、裁判において活用されるように、本条約及び委員会の一般勧告に対する裁判官、検察官、弁護士意識啓発の取組を締約国が強めることを勧告する。委員会は更に、本条約及び男女共同参画に関する公務員の認識をさらに向上させ、能力開発プログラムを提供するための措置を講じるよう締約国に勧告する。委員会は、選択議定書の批准を締約国が引き続き検討することへの勧告及び選択議定書に基づき利用可能なメカニズムは、司法による本条約の直接適用を強化し、女性に対する差別への理解を促すという委員会の強い確信を改めて表明する。

#### 差別の定義

21. 委員会は、憲法では男女平等の原則が正式に定められていることに留意する一方、本条約が直接かつ明確に国内法に取り込まれていないこと、及び本条約第 1 条に従った女性に対する差別の具

体的な定義が国内法に欠けていることに、依然として懸念を有する。2006年に改正された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、「男女雇用機会均等法」）にかかる定義が盛り込まれず、間接差別の狭い定義が採用されたことは、遺憾である。委員会は、官民両分野における直接・間接の差別を含む女性に対する差別を定義する具体的な規定の欠如は、締約国における本条約の十分な適用の障害となることを想起する。

22. 委員会は、本条約及び本条約第1条に記載された女性に対する差別の定義を国内法に十分に取り入れるために早急な措置を講じ、次回報告においてこの点に関する進捗状況を報告することを締約国に要請する。

#### 国内人権機構

23. 前回の最終見解における勧告にもかかわらず、また他の条約体からも強調されているとおり、「国内人権機構の地位に関する原則」（国連総会決議 48/134 附属文書を参照のこと）に従った、女性の人権の保護及び促進を含む幅広い権限を有する独立した国内人権機構がいまだに設立されていないことは遺憾である。

24. 委員会は、日本側が普遍的・定期的レビューの最後に人権理事会において提示した回答を踏まえ（A/HRC/8/44/Add.1,1(a)項参照）、男女平等に関する問題についての権能を有し、上記「原則」に沿った独立の国内人権機構を明確な期限を定めて設置するよう締約国に勧告する。

#### 女性の地位向上のための国内本部機構

25. 委員会は、2005年10月に、少子化・男女共同参画担当大臣が任命されたことを歓迎する一方、男女共同参画のための国内本部機構の事務局たる内閣府男女共同参画局が、その機能を遂行するための権限と応分の財源を持たないことについて懸念を有する。また、男女共同参画基本計画（第2次）によって達成された成果について報告に情報が盛り込まれておらず遺憾である。

26. 委員会は、様々な部門、特に少子化・男女共同参画担当大臣と男女共同参画局との間の権限や責務の明確化と連携の強化、及び財源や人材の充実によって、締約国が女性の地位向上のための国内本部機構をさらに強化することを勧告する。さらに、委員会は、男女共同参画基本計画（第3次）策定における法的枠組として本条約を活用すること、及び設定目標の達成に向けた進捗状況を定期的に評価するために監視制度を導入することを勧告する。

### 暫定的特別措置

27. 委員会は、締約国において、特に職場における女性や政治的・公的活動への女性の参画に関して、実質的な男女平等を促進し、女性の権利の享受を向上させるための暫定的特別措置が講じられていないことに遺憾をもって留意する。

28. 委員会は、本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に従って、学界の女性を含め、女性の雇用及び政治的・公的活動への女性の参画に関する分野に重点を置き、かつあらゆるレベルでの意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定した暫定的特別措置を導入するよう締約国に要請する。

### 固定的性別役割分担意識

29. 委員会は、締約国において、男女間の不平等が存在しているにもかかわらず、女性の人権の認識と促進に対する「反動」が報告されていることに懸念を有する。委員会は、家父長制に基づく考え方や日本の家庭・社会における男女の役割と責任に関する深く根付いた固定的性別役割分担意識が残っていることを女性の人権の行使や享受を妨げる恐れがあるものとして引き続き懸念する。委員会は、こうした固定的性別役割分担意識の存続が、特にメディアや教科書、教材に反映されており、これらが教育に関する女性の伝統的な選択に影響を与え、家庭や家事の不平等な責任分担を助長し、ひいては、労働市場における女性の不利な立場や政治的・公的活動や意思決定過程への女性の低い参画をもたらしていることに留意する。さらに、委員会は、固定的性別役割分担意識にとらわれた姿勢が特にメディアに浸透しており、固定的性別役割分担意識に沿った男女の描写が頻繁に行われていることやポルノがメディアでますます浸透していることを懸念する。過剰な女性の性的描写は、女性を性的対象とみなす既存の固定観念を強化し、女兒たちの自尊心を低下させ続けている。委員会は、公務員による性差別的な発言が頻繁に起きていること及び女性に対する言葉の暴力を防止し処罰する措置が講じられていないことに懸念を表明する。

30. 委員会は、意識啓発及び教育キャンペーンを通して、男女の役割と責任に関する固定的性別役割分担意識にとらわれた態度を解消するための努力を一層強化し、積極的かつ持続的な対策を取ることを締約国に要請する。委員会は、条約第5条で求められているように、締約国がマスメディアに、男女それぞれにふさわしいとみなされている役割や任務について社会的な変化を促進させるよう働きかけることを勧告する。委員会は、男女共同参画に関する問題について、あらゆる教育機関

のあらゆるレベルの教職、カウンセリングスタッフへの教育及び現職研修を強化すること、また、固定的性別役割分担意識を解消するために、あらゆる教科書及び教材の見直しを速やかに完了させることを締約国に求める。委員会は、政府の職員が、女性の品位を下げ、女性を差別する家父長的仕組みを助長させるような侮辱的な発言をしないことを確保するよう、言葉による暴力の犯罪化を含む対策を取ることを締約国に要請する。委員会はまた、メディアや広告におけるわいせつ文書等に立ち向かうための戦略を強化し、その実施状況の結果を次回報告に盛り込むことを締約国に要請する。委員会は、自主規制の実施や採用の奨励等を通して、メディアの作品や報道に差別がなく、女兒や女性のポジティブなイメージを促進することを確保し、また、メディア界の経営者やその他の業界関係者の間での啓発を促進するための積極的な措置を取ることを締約国に要請する。

## 女性に対する暴力

31. 委員会は、前回の報告の提出以降、女性に対する暴力及び性暴力と闘うために締約国が実施したさまざまな取組を歓迎する。この取組には、保護命令制度を拡充し、相談支援センターの設置を市町村に要請する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（国内法）の改正が含まれている。委員会は、この法律が親密な関係におけるあらゆる形態の暴力を対象としていないことや保護命令の申立てから発令までに要する時間が被害者の生命を更に脅かす恐れがあることについて、引き続き懸念する。委員会はさらに、配偶者等からの暴力や性暴力の女性被害者が苦情申立てや保護請求の際に直面する障害について懸念する。委員会は、配偶者等からの暴力や性暴力の通報の断念につながるような、移民女性、マイノリティ女性、及び社会的弱者グループの女性の不安定な立場を特に懸念する。また、委員会は、女性に対するあらゆる形態の暴力の横行に関する情報やデータの提供が不十分であることにも懸念を表明する。

32. 委員会は、女性の人権侵害として女性に対する暴力に対処することや、女性に対するあらゆる形態の暴力に対処する取組において委員会の一般勧告第 19 号を十分に活用することを締約国に要請する。委員会は、配偶者等からの暴力を含めあらゆる暴力は容認されないという意識啓発の取組を強化するよう締約国に要請する。委員会は、女性に対する暴力に関する取組を強化すること、保護命令の発令を迅速化すること、女性に対する暴力の被害者が相談できる 24 時間無料のホットラインを開設することを締約国に勧告する。また、委員会は、女性が苦情を申立てたり保護や救済を求めたりすることができるように、移民女性や社会的弱者グループの女性を含む女性に質の高い支援サービスを提供し、それにより、女性が暴力または虐待を受ける関係に甘んじる必要がないことを保証するよう締約国に勧告する。こうした観点から、締約国は、配偶者等からの暴力や性暴力の

通報を促すために必要な措置を講じるべきである。委員会は、社会的弱者グループの女性を対象とした包括的な意識啓発プログラムを全国的に実施することを締約国に勧告する。委員会は、警察官、裁判官、医療従事者、ソーシャルワーカーをはじめとする公務員が、関連法規について熟知し、女性に対するあらゆる形態の暴力に敏感であることや被害者に適切な支援を提供できることを確保させるよう締約国に要請する。委員会は、配偶者等からの暴力を含め女性に対するあらゆる形態の暴力の発生率、原因及び結果に関するデータを収集し、調査を実施し、更に包括的な施策やターゲットを絞った介入の基礎としてこれらのデータを活用することを締約国に要請する。委員会は、次回報告に、統計データ及び実行した措置の結果を盛り込むことを締約国に求める。

33. 委員会は、刑法において、性暴力犯罪は被害者が告訴した場合に限り起訴され、依然としてモラルに対する罪とみなされていることを懸念する。委員会はさらに、強姦罪の罰則が依然として軽いこと及び刑法では近親姦及び配偶者強姦が明示的に犯罪として定義されていないことを引き続き懸念する。

34. 委員会は、被害者の告訴を性暴力犯罪の訴追要件とすることを刑法から撤廃すること、身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪として性犯罪を定義すること、強姦罪の罰則を引き上げること及び近親姦を個別の犯罪として規定することを締約国に要請する。

35. 委員会は、「児童買春・児童ポルノ禁止法」の改正によって、この法に規定する犯罪の懲役刑の最長期間が延長されたことなど児童買春に対する法的措置が講じられたことを歓迎する一方、女性や女兒への強姦、集団暴行、ストーカー行為、性的暴行などを内容とするわいせつなテレビゲームや漫画の増加に表れている締約国における性暴力の常態化に懸念を有する。委員会は、これらのテレビゲームや漫画が「児童買春・児童ポルノ禁止法」の児童ポルノの法的定義に該当しないことに懸念をもって留意する。

36. 委員会は、女性や女兒に対する性暴力を常態化させ促進させるような、女性に対する強姦や性暴力を内容とするテレビゲームや漫画の販売を禁止することを締約国に強く要請する。建設的な対話の中での代表団による口頭の請け合いで示されたように、締約国が児童ポルノ法の改正にこの問題を取り入れることを勧告する。

37. 委員会は、「慰安婦」の状況に対処するために締約国がいくつかの措置を講じたことに留意す

るが、第二次世界大戦中に被害者となった「慰安婦」の状況の恒久的な解決策が締約国において見出されていないことを遺憾に思い、学校の教科書からこの問題への言及が削除されていることに懸念を表明する。

38. 委員会は、締約国が「慰安婦」の状況の恒久的な解決のための方策を見出す努力を早急に行うことへの勧告を改めて表明する。この取組には、被害者への補償、加害者の訴追、及びこれらの犯罪に関する一般国民に対する教育が含まれる。

#### 人身取引及び売春による性的搾取

39. 委員会は、「匿名通報モデル事業」の導入など、人身取引と闘うために締約国が実施した取組を歓迎する一方、女性や女兒の人身取引が続いていること、売春による性的搾取、並びに人身取引の被害女性の回復を図る施策が導入されていないことについて引き続き懸念する。委員会は、興行査証の交付件数が大幅に減少したことに満足をもって留意する一方、強制労働や性的搾取の目的でインターンシップや研修プログラムが利用される可能性を示唆する情報について懸念する。委員会はさらに、「売春防止法」において売春をした者が起訴の対象となる一方で、顧客が処罰を受けないことを懸念する。

40. 委員会は、人身取引の被害者を保護、支援するため、また、女性の経済状況を改善するための取組を拡充し、搾取や人身取引業者に対する女性の脆弱性を解消することによって人身取引の根本的原因の解決を図るためのさらなる措置を講じること、及び売春による性的搾取や人身取引の被害者である女性や女兒の回復及び社会復帰のための施策を講じることが締約国に要請する。委員会は、売春の需要の抑止等によって女性の売春による性的搾取を防止する適切な措置を講じるよう締約国に要請する。委員会はまた、売春をした者の社会復帰促進策を実施し、売春による性的搾取の被害を受けた女性や女兒のために回復プログラム及び経済力強化プログラムを提供するよう締約国に要請する。委員会は、インターンシップ及び研修プログラム用の査証発給の厳格な監視を継続するよう締約国に要請する。委員会は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の批准を締約国に要請する。

#### 政治的・公的活動への平等な参画

41. 委員会は、政府、国会、地方議会、司法、学界、外交の上層部に女性が占める割合が低いこと

を懸念する。委員会は、政治的・公的活動へのマイノリティ女性の参画に関する統計データが欠如していることに留意する。

42. 委員会は、事実上の男女平等の実現を加速させるため、特に本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に基づく特別措置の実施を通して、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組を強化するよう締約国に要請する。委員会は、政治的・公的機関への女性の参画が国民の多様性を全面的に反映することを確保することを締約国に奨励する。委員会は、移民女性やマイノリティ女性を含む女性の政治的・公的活動、学界及び外交への参画に関するデータ及び情報を次回報告の際に提供するよう締約国に要請する。委員会は、特に本条約の第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条の実施を推進する観点から、クォータ制、ベンチマーク、目標、インセンティブなど、さまざまな手段の活用を検討するよう締約国に要請する。

## 教育

43. 委員会は、教育分野における男女同権を保証するために実施された多くの取組に留意する一方、強い反対にもかかわらず、教育基本法が改正され男女共同参画の推進に言及した同法第5条が削除されたことを懸念する。委員会はまた、女性が引き続き伝統的な学問分野に集中していること、及び学生や教職員として、特に教授レベルで学界における女性の参画が低調であることに懸念をもって留意する。

44. 委員会は、教育分野における女性の十分な権利の保護に関する、本条約に基づく締約国の義務が国内法に取り入れられるように、男女共同参画の推進を教育基本法に再度取り入れることを真剣に検討するよう締約国に勧告する。委員会はまた、女兒や女性が伝統的に進出してこなかった分野における教育や研修を受けることを奨励する対策を教育政策に盛り込むことを確保し、それにより報酬が高い経済分野での就職の機会及びキャリア形成の機会を拡充するよう締約国に要請する。委員会は、男女共同参画基本計画（第3次）において大学・短大における女性教員の割合の達成目標を20パーセントから引き上げ、最終的に、こうした機関における男女比率が同等になるよう促進することを勧告する。

## 雇用

45. 委員会は、明白な男女間の水平的・垂直的職務分離に反映されている、労働市場における女性の不利な状況について依然として懸念を有する。委員会は、とりわけ、男女雇用機会均等法に基づ

く行政ガイドラインの「雇用管理区分」が、女性を差別するコース別制度を導入する余地を雇用主に与えているかもしれないと懸念している。委員会はまた、性別に基づく賃金格差が、フルタイムの労働者の間では時間当たり賃金で 32.2 パーセントと非常に大きく、パートタイム労働者の間ではこの性別に基づく賃金格差がさらに大きいという現状が根強く続いていること、有期雇用及びパートタイム雇用の多数を女性労働者が占めていること、並びに妊娠・出産を理由に女性が違法に解雇されていることについて懸念する。委員会はまた、現行の労働法における不十分な保護及び制裁措置についても、懸念を表明する。委員会は特に、本条約及び ILO100 号条約に沿った同一労働及び同一価値の労働に対する同一報酬の原則と認識できる条項が、労働基準法にないことを懸念する。委員会はまた、職場でのセクシュアル・ハラスメントが横行していること、及びセクシュアル・ハラスメントを防止できなかった企業を特定する措置が法律に盛り込まれているものの、違反企業名の公開以外に法令遵守を強化するための制裁措置が設けられていないことに懸念を表明する。さらに、委員会は、雇用問題に関する法的手続きが長期にわたることを懸念する。これは、女性にとって受け入れがたく、また、本条約第 2 条(c)に規定されている法廷における救済を妨げるものである。

46. 委員会は、本条約第 11 条の十分な遵守を達成するため、労働市場における事実上の男女平等の実現を優先することを締約国に要請する。委員会は、妊娠・出産による女性の違法解雇の実施を防止する措置と、垂直的・水平的職務分離を撤廃し、性別に基づく男女間の賃金格差を是正するために、本条約第 4 条 1 及び委員会の一般勧告第 25 号に従った暫定的特別措置を含め、具体的措置を講じるよう締約国に勧告する。委員会は、有効な実施と監視体制を整備し、法的支援や迅速な事案処理を含めて女性の救済手段へのアクセスを確立するために、締約国が、官民双方の雇用の分野における、セクシュアル・ハラスメントを含む女性差別に対して、制裁措置を設けることを奨励する。

#### 家庭と仕事の両立

47. 委員会は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、並びに家庭と仕事の両立を推進するその他の施策の策定等の締約国による法律面及び政策面の取組を歓迎する一方、依然として家庭や家族に関する責任を女性が中心となって担っていること、そのために、男性の育児休業取得率が著しく低いこと、並びに家庭での責務を果たすために女性がキャリアを中断する、またはパートタイム労働に従事するという実態が生じていることを懸念する。

48. 委員会は、特に、子育てや家事の適切な分担に関する男女双方のさらなる意識啓発や教育のた

めの取組を通して、また、パートタイム労働者の雇用の大部分を女性が占めることがないように図ることによって、男女の家庭及び職場での責務の両立を支援する取組を拡充するよう、締約国に奨励する。委員会は、さまざまな年齢層の子供たちのための保育施設の提供と手頃な料金設定を拡充し、男性の育児休業取得を奨励する取組を強化するよう締約国に要請する。

## 健康

49. 委員会は、締約国の質の高い医療サービスを称賛する一方、近年、HIV/エイズを含む性感染症の日本女性への感染が拡大していることを懸念する。委員会はまた、十代の女兒や若い女性の人工妊娠中絶率が高いこと、また、人工妊娠中絶を選択する女性が刑法に基づく処罰の対象となり得ることを懸念する。委員会は、女性の精神的・心理的健康に関する情報が不十分であることを遺憾に思う。

50. 委員会は、思春期の男女を対象とした性の健康に関する教育を推進すること、及び妊娠中絶に関するものを含め、性の健康に関する情報やあらゆるサービスに対してすべての女性や女兒のアクセスを確保することを締約国に勧告する。委員会はまた、健康や医療サービス提供に関する性別データ、並びにHIV/エイズを含む性感染症の女性への拡大と対策に関するさらなる情報やデータを次回の報告に盛り込むよう締約国に要請する。委員会は、女性と健康に関する委員会の一般勧告第24号や「北京宣言及び行動綱領」に沿って、人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定を削除するため、可能であれば人工妊娠中絶を犯罪とする法令を改正するよう締約国に勧告する。委員会は、女性の精神的・心理的健康に関する情報を次回報告に盛り込むことを締約国に要請する。

## マイノリティ女性

51. 委員会は、社会全体及びコミュニティ内において、締約国のマイノリティ女性は性別や民族的出自に基づく複合差別に苦しんでおり、こうした状況について情報や統計データが不十分であることを遺憾に思う。委員会はさらに、マイノリティ女性の権利推進を図るために、各マイノリティ・グループに対する政策的枠組を含む積極的な施策が策定されていないことは遺憾である。

52. 委員会は、マイノリティ女性に対する差別を撤廃するため、政策的枠組の策定及び暫定的特別措置の導入を含む有効な措置を講じるよう締約国に要請する。委員会は、このためにこうした観点から、マイノリティ女性の代表を意思決定主体の一員として指名することを締約国に要請する。委員会は、日本におけるマイノリティ女性の状況に関する情報、特に教育、雇用、健康、社会福祉、

暴力被害に関する情報を、次回報告に盛り込むことを求めた前回の要請(A/58/38, パラ 366)を改めて表明する。この観点から、委員会は、アイヌの人々、同和地区の人々、在日韓国・朝鮮人、沖縄女性を含むマイノリティ女性の現状に関する包括的な調査を実施するよう締約国に求める。

#### 社会的弱者グループの女性

53. 委員会は、農山漁村女性、母子家庭の母、障害のある女性、難民及び移民女性など、特に雇用、健康管理、教育、社会福祉へのアクセスに関して複合的な形態の差別を受けやすい、社会的弱者グループの女性に関する情報や統計データが不十分であることに留意する。

54. 委員会は、本条約の対象となるすべての分野における社会的弱者グループの女性の実態の全体像、及び具体的なプログラムや成果に関する情報を次回報告において提供するよう締約国に要請する。また、委員会は、社会的弱者グループの女性に特有のニーズに対応する性別に配慮した政策やプログラムを導入するよう締約国に要請する。

#### 北京宣言及び行動綱領

55. 委員会は、本条約に基づく締約国の義務を履行するにあたり、本条約の規定を補強する「北京宣言及び行動綱領」を引き続き活用し、次回報告にその情報を盛り込むよう締約国に要請する。

#### ミレニアム開発目標

56. 委員会は、ミレニアム開発目標の達成には、本条約の十分かつ効果的な実施が不可欠であることを強調する。委員会は、ミレニアム開発目標達成を目指すあらゆる取組において、社会的性別(ジェンダー)の視点を取り込み、本条約の規定を明確に反映すること、及び次回報告にその情報を盛り込むことを締約国に要請する。

## その他の条約の批准

57. 委員会は、9つの主要な国際人権条約<sup>1</sup>を国家が遵守することによって、生活のあらゆる面における女性の人権及び基本的な自由の享受が推進されることに留意する。従って、委員会は、まだ日本が締約国でない条約、すなわち、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」及び「障害者の権利に関する条約」の批准を検討するよう日本国政府に奨励する。

## 周知

58. 委員会は、法律上及び事実上の女性の平等を保証するために講じられた措置、及びその関連で必要な今後の措置を、政府の職員、政治家、国会議員、女性団体及び人権団体を含む一般国民に認識させるため、今回の最終見解を日本国内で広く周知させることを要請する。委員会は、本条約、本条約の選択議定書、委員会の一般勧告、「北京宣言及び行動綱領」並びに「女性2000年会議—21世紀に向けての男女平等、開発・平和」と題する第23回国連特別総会の成果についての周知を、特に女性団体及び人権団体に対し強化するよう締約国に要請する。

## 最終見解のフォローアップ

59. 委員会は、上記第18及び第28パラグラフに含まれる勧告の実施に関する書面での詳細な情報を、2年以内に提出するよう締約国に要請する。

## 次回の報告期日

60. 委員会は、本条約第18条に基づき、今回の最終見解において表明された関心事項に対して次回報告で回答することを締約国に要請する。委員会は、第7回・第8回定期報告を2014年7月に提出するよう締約国に求める。

---

<sup>1</sup> 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」、「障害者の権利に関する条約」